

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	営業所点数
20230602	くみあい運輸株式会社 (法人番号 7250001001949) 代表 者木村秀人	山口県防府市大字台道55 番地	本社営業所	山口県防府市大字台道字 中内山55	輸送施設の使用停止 (70日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業法 (以下「法」)第9条第1 項、同条第3項前段、法 第17条第1項第1号、同 条第1項第2号、同条第 4項及び道路運送車両 法第52条	令和4年8月4日、同年9月15日及び同年10月 19日、情報提供を端緒として監査を実施。14件 の違反が認められた。(1)事業計画の変更認可 違反(車庫)(貨物自動車運送事業法施行規則 (以下「施行規則」)第2条第1項第4号)、(2)事業 計画事前届出違反(自動車の種別ごとの 数)(施行規則第6条第1項第1号)、(3)疾病、疲 労等のおそれのある乗務禁止違反(貨物自動 車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」) 第3条第6項)、(4)整備管理者の変更の未届出 (安全規則第3条の2)、(5)点呼の記録義務違反 (安全規則第7条第5項)、(6)点呼の記録事項義 務違反(安全規則第7条第5項)、(7)乗務等の記 録事項義務違反(安全規則第8条第1項)、(8)運 転者台帳の作成義務違反(安全規則第9条の5 第1項)、(9)運転者台帳の記載事項義務違反 (安全規則第9条の5第1項)、(10)運転者に対 する指導監督義務違反(安全規則第10条第1 項)、(11)運転者に対する指導監督の記録義務 違反(安全規則第10条第1項)、(12)運転者に対 する指導監督の記録事項義務違反(安全規則 第10条第1項)、(13)特定の運転者に対する適 性診断受診義務違反(安全規則第10条第2 項)、(14)運行管理者の講習(一般講習)受講義 務違反(安全規則第23条第1項)	7	7
20230619	株式会社アキト興運(法 人番号: 3240001035258) 代表 者清水章登	広島県福山市松永町1丁 目9番地2	本社営業所	広島県福山市松永町1-9- 2	輸送施設の使用停止 (70日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業法 (以下「法」)第9条第1 項、法第17条第1項第1 号及び同条第4項	令和4年10月5日及び同年12月2日、重傷事故 を端緒として監査を実施。6件の違反が認めら れた。(1)事業計画の変更認可違反(車庫)(貨 物自動車運送事業法施行規則第2条第1項第4 号)、(2)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動 車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」) 第3条第4項)、(3)乗務時間等告示のなお書き 遵守違反(安全規則第3条第4号)、(4)点呼の実 施義務違反(安全規則)第7条第1項、第2項及 び第3項)、(5)乗務等の記録事項義務違反(安 全規則第8条第1項)、(6)運行指示書の作成義 務違反(安全規則第9条の3第1項)	7	7

20230627	株式会社星川産業(法人番号1240001032109) 代表者梶田紀子	広島県福山市曙町4丁目4-16	福山営業所	広島県福山市箕沖町128番25	輸送施設の使用停止(10日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業法第17条第1項第1号及び同条第4項	令和4年12月20日及び令和5年2月17日、死亡事故を端緒として監査を実施。7件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)、(2)点呼の実施義務違反(安全規則)第7条第1項及び第2項)、(3)点呼の記録義務違反(安全規則第7条第5項)、(4)点呼の記録事項義務違反(安全規則第7条第5項)、(5)乗務等の記録事項義務違反(安全規則第8条第1項)、(6)運転者台帳の記載事項義務違反(安全規則第9条の5第1項)、(7)運転者に対する指導監督の記録事項義務違反(安全規則第10条第1項)	1	1
20230630	明和運送株式会社(法人番号1240001011707) 代表者武安哲男	広島県広島市南区出島2丁目1番26号	物流センター営業所	広島県広島市南区出島2丁目14-13	文書警告	貨物自動車運送事業法第17条第4項	令和5年6月12日、情報提供を端緒として監査を実施。1件の違反が認められた。運転者に対する指導監督の実施義務違反(最高速度違反行為)(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)	0	0